

# 被扶養者認定に必要な提出書類

注意 ○…該当している方は必ず提出する書類

添付書類			認定対象者			配偶者・子・および兄弟姉妹						父母・祖父母・曾祖父母				その他	(参考) 証明書が発行される場所等
						配偶者	16歳未満の者	16歳以上の学生	18歳以上の浪人生	大学院生	フリーター・就職浪人	直系尊属		姻族		被保険者の叔父・伯母・甥・姪とその配偶者	
												父	母	曾祖父母	父		
共通するもの	被扶養者認定申請の際共通して必要となる書類	被扶養者異動届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		生計現況書	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
親族、同居、別居関係を証明するもの	被保険者との関係が分かる書類	世帯全員の記載のある住民票（別居の場合は戸籍謄本も）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の役所		
収入・生計維持関係を証明するもの	収入なし	学生証のコピー又は在学証明書			○	○	○								学校		
		所得・非課税証明書・無職無収入の証明書	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の役所		
	収入あり	所得・非課税証明書、収入証明書（3カ月賃金賞与）コピー	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の役所		
	雇用保険受給前	離職票のコピー、認定願	○					○	○	○	○	○	○	○	職業安定所		
	雇用保険受給後	支給終了書類のコピー・無職無収入の証明書	○					○	○	○	○	○	○	○	職業安定所		
	雇用保険未加入者	雇用保険未加入証明書	○					○	○	○	○	○	○	○	○	前事業主	
		所得・非課税証明書・無職無収入の証明書	○					○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の役所	
	該当する方	各種年金・恩給を受給している方	直近の年金改定通知書のコピー	○					○	○	○	○	○	○	○	日本年金機構	
			所得・非課税証明書・無職無収入の証明書	○					○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の役所
		各種年金・恩給を受給していない方	所得・非課税証明書	○					○	○	○	○	○	○	○	○	居住地の役所
不動産・利子・配当などの収入		確定申告書・収支内訳書のコピー	○					○	○	○	○	○	○	○	○	所轄の税務署	
身体障害者の場合	障害者手帳のコピー	○					○	○	○	○	○	○	○	○	都道府県		

※ 上記書類以外でも健康保険組合が必要とする書類の提出を求めることがあります。

※ 雇用保険の受給中は認定の対象となりません。（ただし、受給延長期間・受給日額が3,611円以下の場合は除きます。）

※ 傷病手当金・出産手当金の受給中は原則認定の対象となりません。

※ 別居の場合は、必ず送金証明が必要となります。（送金は振込または現金書留で記録を残してください。送金額よりも認定対象者の収入が少ないことが条件となります。）現金の手渡しは認められません。

※ 被保険者の収入の2分の1未満であること。